30 年度

債 務 負 担 行 為 見 積 書

局名　スポーツ局　　所属名　スポーツ課　（直通045-285-0795）　　（単位　千円）

事項	スポーツ会館指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	県債	その他	
見積額	91,545	平成26年度～平成29年度	55,066	平成30年度～平成31年度	36,479	-	-	3,576	32,903
査定額	91,545	平成26年度～平成29年度	55,066	平成30年度～平成31年度	36,479	-	-	3,576	32,903

事業概要等

1　事業の概要

県立スポーツ施設であるスポーツ会館については、平成18年４月より地方自治法第244条の２に基づき指定管理者制度を導入しているが、指定期間の満了に伴い、平成27年４月から平成32年３月31日までの５年間を指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

2　債務負担行為設定理由

指定期間が５年間であるため、債務負担行為を設定する。

3　限度額の積算内訳

年度	指定管理料	財源内訳	
	スポーツ会館	特定財源	一般財源
H26	0	0	0
H27	18,390	518	17,872
H28	18,363	518	17,845
H29	18,313	2,421	15,892
H30	18,261	1,788	16,473
H31	18,218	1,788	16,430
計	91,545	7,033	84,512

【調整の内容】

要求どおり計上。